

(趣旨)

第1条 公益財団法人成巽閣（以下「公益財団法人」という）の諸活動に対し幅広く支援及び支持を得るために賛助会員制度を設け、賛助会員（以下「会員」という。）に関する必要な事項は、この規程の定めるところによる。

(会員の種類)

第2条 会員は、公益財団法人の趣旨に賛同する団体及び個人で次に掲げるものとする。

- (1) 一般会員（個人）
- (2) 法人会員

(申込み)

第3条 会員になろうとする者は、所定の申込書に必要事項を記入の上、公益財団法人に提出するものとする。

- 2 申込みは、随時受け付ける。

(会費)

第4条 会員になろうとする者は、次の会費を公益財団法人が指定する口座へ払い込むものとする。

- (1) 一般会員 一口 5千円
- (2) 法人会員 一口 3万円

但し、一口以上を支払うものとする。

- 2 既納の会費は、事由の如何を問わず返戻しない。

(会員期間)

第5条 会員期間は、入会日より開始し、入会月の翌年同月末までとする。

- 2 入会日は、公益財団法人が申込書及び会費の払込みの確認を終えた日とする。
- 3 会員には会員証を交付する。

(会費の用途)

第6条 会員より納付された会費の用途は、次のとおりとする。

庭園及び建物等施設の維持保全等、公益財団法人の諸活動に用いる。

(除名等)

第7条 博物館は、会員が博物館の品位を著しく汚すなど社会の疑惑を招く行為を行った場合には、会員を除名することができる。

2 会員が会員期間の途中で脱退しようとする場合は、会員証の返還をもって脱退したものとす。

3 除名及び脱退した会員の会費は、返戻しない。

(事務)

第8条 賛助会に係る事務は、事務局が行う。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は理事会の決議を経て行う。

(その他)

第10条 この規定に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この規則は、平成26年4月1日から施行し、平成26年4月1日から適用する。